

平成 27 年度 第 1 回猪名川町総合教育会議 会議録

平成 27 年 4 月 28 日（火）開催

企画総務部企画財政課

平成 27 年度第 1 回猪名川町総合教育会議 議事録

1. 日 時 平成 27 年 4 月 28 日（火） 開会 16 時 30 分
2. 場 所 第 2 庁舎 2 階 委員会室
3. 出席者 福田町長・中西教育長・中村委員・福西委員・森口委員・足立委員
企画財政課：真田企画総務部長・和泉企画財政課長・前田主幹・菱井主事
教育委員会：土井教育部長・曾野教育振興課長・石上学校教育課長・平尾参事・井ノ上主幹
4. 付議事項 (1) 議案第 1 号 猪名川町総合教育会議設置要綱について
(2) 議案第 2 号 猪名川町教育大綱の制定について

《町長挨拶》

【町長】

本年４月より「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、それにより総合教育会議を行うこととなりました。また、４月１日より新教育委員会制度に基づき、新教育長も選任したところです。

これからの猪名川町の教育、皆様と一緒に取り組んでいこうとお願い致しまして、最初の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、只今から平成 27 年度第 1 回猪名川町総合教育会議を開催します。

付議事項 1 つ目とし本会議の目的や所掌事務等を定めた「猪名川町総合教育会議設置要綱」の制定について審議いただきますが、要綱案の中で本会議の議長が定められています。要綱承認まで私が議長を務めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、以後の議事進行を務めさせていただきます。

《（1）議案第 1 号 猪名川町総合教育会議設置要綱について》

【町長】

議案第 1 号 猪名川町総合教育会議設置要綱について事務局より説明させますのでよろしくお願いいたします。

【事務局】

議案第 1 号 猪名川町総合教育会議設置要綱についてであります。本会議の円滑な進行を行う上で必要となる規定となります。説明については、要綱（案）を読み上げさせていただきます。

猪名川町総合教育会議設置要綱（案）

第 1 条、目的、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 4 第 1 項の規定に基づき、町長と教育委員会が、円滑に意思疎通を図り、本町教育の課題及び目指す姿等を共有し、効果的に教育行政を推進していくため、猪名川町総合教育会議を設置する。

第 2 条、所掌事務、会議は、法第 1 条の 4 第 1 項の規定により、次に掲げる協議及び事務の調整等を行う。

第 1 号、猪名川町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議

第 2 号、猪名川町の教育を行うための諸条件の調整の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るための重点的に講ずべき施策

第 3 号、児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

第 3 条、組織、会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

第 4 条、招集、会議は、町長が招集し、会議の議長となる。

第 2 項、教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

第 5 条、意見聴取、会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

第 6 条、会議の公開、会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があ

ると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

第7条、議事録の作成及び公表、会議は、会議の終了後遅滞なく議事録を作成し、これを公表する。

第2項、議事録の公表は、会議に出席した構成員及び意見聴取した者による議事内容の確認後、前条ただし書きにより非公開とした部分を除き、公表するものとする。

第8条、調整結果の尊重、会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

第9条、庶務、会議の庶務は、企画総務部企画財政課において処理する。ただし、会議の開催並びに大綱の策定等に関する事務を教育委員会に委任又は補助執行させることができる。

第10条、委任、この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

以上のとおり、要綱を規定するものです。

【町長】

説明のあった「総合教育会議」については法律で定められたとおり、本町の教育課題及び目指す姿等を教育委員会と共有し同じ方向性のもと連携し教育行政を推進していくこととされています。

本会の設置要綱案について意見等ありませんか。

(異議なしの声)

意見等はないので設置要綱を承認し、本日付で施行とさせていただきます。

只今から設置要綱第6条の規定のとおり、本会議を公開いたします。

傍聴人の入室を許可します。

(傍聴人入室・傍聴申出1名)

【町長】

第1号議案審議にて「猪名川町総合教育会議設置要綱」が承認されましたので、会議を再開します。

先程承認されました設置要綱第4条の規定により、本会議の議長を務めさせていただきます猪名川町長福田長治でございます。よろしくお願いいたします。

この第1回会議の開催及び設置要綱の承認をもって猪名川町総合教育会議の設置とします。

《(2) 議案第2号 猪名川町教育大綱の制定について》

【町長】

続いて第2号議案に移ります

「猪名川町の教育」について地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づく大綱の策定について審議をお願いします。

「猪名川町の教育」については、私が町長に就任してから教育委員会と共に「猪名川町教育基本計画」を策定し、平成24年度からの5カ年計画として示したところです。

私の教育に対する基本的な方針は「子どもも育つ、大人も育つ、教育の心ある町」を基本理念とし「人づくり」・「地域づくり」を基本方針とし様々な施策を教育委員会のもと、進めてきました

た。

基本方針案のとおり「猪名川町教育基本計画」が法律上の上位計画として位置づけがあり、教育委員会にて「わくわくスクールプラン」及び「社会教育プラン」を始め、「猪名川の教育ナビゲーション」を実施計画とし、これらを基に推進いただいています。

これらは私が基本とする教育に関する方針としてすでにあるため、これらを「大綱」に位置づけたいと提案致します。

内容について事務局より説明を求めます。

【事務局】

町長の目指すべき姿は猪名川町の総合計画に記載されており、これを上位計画として教育委員会にて教育基本計画並びにわくわくスクールプランの具体的な計画づくりがされています。

これを文書化したのが基本方針案となります。

基本方針について読み上げをさせていただきます。

猪名川町の教育に関する基本方針（大綱）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律第1条の3に規定する大綱の策定等については、下記のとおりとする。

本町は、教育基本法第17条の規定において、平成20年7月に国が策定した「教育基本計画」及び平成21年6月に兵庫県が策定した「ひょうご教育創造プラン」を基に、平成24年度から28年度までの5ヶ年を期間とする「猪名川町教育基本計画」を策定した。

今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行による「大綱」の制定については、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、平成28年度までは、現在の「猪名川町教育基本計画」を基本とし、「わくわくスクールプラン2」及び「社会教育プラン」を目標の施策、毎年、策定の「猪名川の教育ナビゲーション」を実行施策とすることをもって「猪名川町教育大綱」と位置付ける。

その他、必要な事項等は、総合教育会議において協議する。

【町長】

事務局からの説明は終わりました。これについてご意見等を伺いたいと思います。

【中村委員】

28年度まで一応きちっとしたものがあるので、これで良いと思います。

【町長】

ありがとうございます。特に異議等はないようですので「猪名川町教育基本計画」を本町の教育大綱と位置付けてよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

ありがとうございます。

私の基本方針としましては「猪名川町教育基本計画」を教育大綱として位置づけを致します。本日の議案審議はこれで終了となります。委員の皆様から、その他なにかありますでしょうか。

（なし）

事務局からなにかありませんか。

(なし)

特にないようですので、次回の開催について、申し上げます。

なお次回の開催については協議案件等が生じた場合にその都度案内させていただきますので
宜しくをお願いします。

これで平成 27 年度第 1 回猪名川町総合教育会議を終了とさせていただきます。本日はありがとうございました。

以 上